

改正 平成28年4月1日

平成29年7月1日

(目的)

第1条 この規程は、本学における受託研究の取扱いについて定め、適正な事務処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において受託研究とは、本学の専任教員が民間企業、官公庁等外部機関からの委託を受けて、委託者の負担する経費により研究を行い、研究成果を委託者に報告するものをいう。

(受入基準)

第3条 受託研究の受け入れは、本学の教育研究の向上に資するもので、かつ、教育研究活動に支障を生じるおそれがないと理事長が認める場合に限り、受け入れるものとする。

(受入の決定)

第4条 所定の受託研究申込書(様式第1号)により受託研究の申し込みがあった場合において、その内容が適正であると理事長が認めたものについて、受け入れを決定するものとする。

(契約の締結)

第5条 受託研究の受け入れを決定したときは、ただちに委託者との間に受託研究契約を締結しなければならない。

(研究費の負担)

第6条 委託者は、当該研究の遂行に必要な経費を負担するものとする。

2 委託者が負担する経費の内、10%に相当する額を一般管理費とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合の一般管理費の取扱いは、受託研究契約の定めるところによる。

(1) 委託者が国の機関、独立行政法人、地方公共団体である場合

(2) 当該研究に対する社会的要請が強く、本学の教育研究上極めて有意義であるもの

(取得物品の帰属)

第7条 当該研究費により取得した物品の所有権は、原則として本学に帰属するものとする。

(研究費の支出)

第8条 当該研究費の支出は、受託研究契約の研究期間内に行うものとする。

2 物品の調達、人件費の支払、旅費等の計算は、受託研究契約に定めがある場合を除き本学の規程に準拠して行うものとする。

(所管部署)

第9条 受託研究の取扱いに関する所管部署は、学務部研究・学修支援課とする。

附 則

1 本規程は、平成18年4月1日以降に締結される受託研究から適用する。

2 共同研究として受け入れる場合は本規程を準用する。

附 則(事務組織変更に伴う改正)

本規程は、平成28年4月1日から一部改正施行する。

附 則(事務分掌変更に伴う改正)

本規程は、平成29年7月1日から一部改正施行する。